

第2章 和解事例の紹介

本章においては、ADRセンターが平成24年10月31日までに公表した和解事例につき、事案の概要や和解に至った事情、賠償された損害の内訳等を調査・整理して紹介する。

本事例集において紹介する事例を参照するに当たっては、次の点に留意されたい。

1. 紹介の対象とした事例は、ADRセンターが平成24年10月31日までに公表した和解事例のうち、調査官が退職した等の事由により、調査できなかったものを除く119件である。平成24年10月31日までに公表された和解事例の全てが紹介されているわけではなく、一部紹介の対象から外されたものがある点には留意されたい。

2. 和解内容を調査するに当たっては、本事業に関して囑託を受けた弁護士が、ADRセンターが保管する一件記録を閲覧した上で、各事案の担当調査官に対しヒアリングを実施し、和解内容（事案の概要や和解に至った事情、賠償された損害の内訳等）を調査した。

和解内容の紹介に当たっては、できる限り、客観性・公平性を確保することを心がけたものの、当事者からの直接の聴き取り等を行っていない。そのため、記載された事実（特に和解に至った事情）に関しては、必ずしも当事者の認識とは一致していない可能性も存するものと思われる。

その意味で、本事例紹介は作成者の責任において調査した結果をまとめたものであるという点には留意されたい。当然ながら、本事例紹介によって、成立した和解について、いずれかの当事者に有利あるいは不利な評価を行う意図を有しているものではない。

3. 紹介する和解事例はそれぞれの個別事情に応じた和解仲介の結果成立したものであり、ADRセンターにおける和解仲介の全貌を示すものではなく、また、ADRセンターの和解仲介に関する特定の方針を示すものでもない。

特に、対象事例は上記のとおり、平成24年10月31日までに公表された和解事例であり、ADRセンターの開設後、比較的初期に和解が成立したものが多い。そのため、紹介した事例において、和解に至る過程で争点となった論点につい

ても、後日、ADR センターの総括基準や東京電力の取扱いによって一定の解決方針が示され争点性が薄まったものや、あるいは、ADR センターにおいてその後同種事案の和解解決が積み重ねられたことによって、本事例集で紹介した和解解決内容とは異なる方向で和解解決がなされる傾向が見られるようになった論点も存する。

4. また、一般に、和解の性質として、損害賠償請求権の成立が明白である場合であっても、また逆に損害賠償請求権の成立要件のすべてが明白には認められない場合であっても、当事者の互譲の精神に従って一定の解決がなされる場合がある。

本事例で紹介する和解においても、法的判断を行ったというより、そのような互譲の精神により解決がなされたことが窺われる事案も散見される。

5. 多くの和解事例においては、一般的な清算条項（和解契約書に定めるものの他、当事者間に債権債務がないことを相互に確認する条項）がないか、当該和解期間及び当該損害項目に限定して清算する旨の条項が付されている。後者の場合にも、和解契約書に定める和解期間及び損害項目以外の損害は、和解解決の対象となっておらず、後日被害者が改めて裁判等を提起して他の損害項目について賠償請求できるものとなっている。

この点、和解事例を調査する過程においても、申立人が当初請求した一定の損害について、ADR 手続においては損害が発生したことや因果関係ある損害であることの確証が得られないため、あるいは確認や合意に時間を要することが見込まれたため、紛争の早期解決や和解成立における互譲の精神により、和解対象から外されている事例も散見された。

本事例集においては、ADR センターからの要望により、このような和解対象から外された損害については、原則として、当初から請求がなされなかったものとして取り扱ったが、和解事例を検討・参照するに当たっては、このような取扱いを前提に和解が成立している事例がある点に留意されたい。

また、和解事例の中には、申立人が損害発生 of 証明手段として領収書等の書類を提出し、その結果、賠償がなされた事例も数多くあり、本事例集においても、申立人からどのような書類が提出されたのかを紹介することには一定の意義があるようにも思われたが、ADR センターからの要望により、提出された書類等については明示していない。もちろん、書類等がなくても損害の賠償がなされた事例も少なくないが、本和解事例を検討・参照するに当たっては、この

ような点にも留意されたい。

記載上の注意

- ✓ 複数の申立人が当事者となった和解契約について、各申立人を書き分ける必要がある場合には、「X1、X2…」と記載した。
- ✓ 福島県内の市町村の記載に当たっては、原則として「福島県」を省略した。また、「県外」との記載は、文脈上明らかに異なる場合を除き、「福島県外」を意味する。
- ✓ 申立人の特定を防ぐため、申立人の情報（居住地、事業内容等）の一部については、概括的な記載とした。
- ✓ 和解事例の各項において、「申立人（以下「X」という。）」等の定義がなされているものについて、当該定義は、当該和解事例内に限るものである。また、このようにⅡ和解事例一覧において各事例限りの定義を行った場合、Ⅰ損害項目別和解事例の整理においても、同じ事例については同じ定義を用いた。
- ✓ 中間指針等の引用については、そのすべてを引用するのではなく、必要な範囲で抄録した。